別紙1

保証及び保守体制等については、次の要件を満たすこと。

- 1. 調達物品の障害対応については、当センター職員からの連絡を受信後3時間以内に次の対応を行う体制が整っていること。
 - (1) 当該技術者の来所日時を当センター職員と調整し、確認すること。
 - (2) 当該技術者の派遣が完了できる体制が整っていること。
 - (3) 当該技術者が複数配置されている体制であること。
 - (4) 故障品の修理をメーカーの工場等で行う場合、工場等への移送の手配をすること。
- 2. 社会通念上一般的に行われている保証(調達物品の稼動に不具合が発生した場合の調整・清掃・注油 部品交換の実施、定期的な保守の実施、システムソフトのバージョンアップの実施など)を調達物品 の検査に合格した日から1年間は無償で行うものとする。但し仕様書に個別に記載がある場合は仕 様書の内容を優先するものとする。
- 3. システムソフトが初期バージョン等のもので、システムに不具合の出る可能性があった場合、保証期間を越えて無償で提供すること。
- 4. 調達物品に緊急障害が発生した旨当センター職員から連絡があった時は、速やかに当該技術者と調整確認ができ、派遣するなど最善の手段で対応し、医療業務に使用できるよう復旧させること。当該対応については上記 2. の保証期間中は、無償で行うこと(保証期間経過後は有償となることを妨げない)。

また、作業時間は原則として 9:00~18:00(平日、土曜日、日曜日、祝日を含む)とすること。 これらの時間以外に実施する必要がある場合は、調達業者は当センター職員担当者の承認を得て実施すること。

- 5. 電話照会対応については、当センター職員からの質問事項(保守対象機器の使用方法、使用上不明な点、故障・不具合への対応方法等)に的確な回答をすること。受付時間は原則として、9:00~18:00 (平日に限る)とすること。
- 6. 本業務を行った際は、直ちに報告書を作成し当センター職員に提出して確認を受けること。
- 7. セキュリティ及び障害対策については、次の要件を満たすこと。
 - (1)対象機器のシステムは、栃木県立がんセンター総合情報システム管理規定に準拠したシステムとすること。
 - (2)調達業者は、個人情報に関しては、機密情報漏洩対策を講じること。
 - (3)通信は暗号化等で対応されていること。

以上